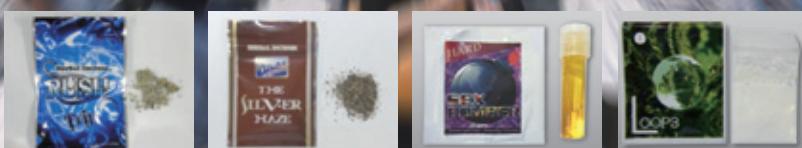


# 違法ドラッグは 買わない 使わない かかわらない

合法ドラッグ  
合法ハーブ

違法ドラッグは「合法ドラッグ」「合法ハーブ」などと称して売られ、大変危険です！



!  
使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。また、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともあります。

!  
「違法ドラッグ」は、たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚せい剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質であることを知ってください。

平成24年7月1日より、新たに9物質が指定薬物に指定されました。  
これにより、以下の行為が禁じられ、罰せられることになります。

新規に9物質を指定薬物に指定  
通称名「AM1220」「CB-13」等



販売、輸入等を禁止

【消費者委員会のメッセージ(抜粋)<平成24年4月24日>】

…現実にこうした薬物を所持、使用している場合には、家族をはじめとする周囲の人たちが勇気を持って、都道府県の薬物担当窓口に相談する等、適切な対応を行う必要があります。深入りしてしまう前に青少年を薬物の被害から守ることが重要です。

## 危険！違法ドラッグ 使用厳禁 !!